

川崎市介護支援専門員更新研修受講・就労促進事業補助金交付要綱

制定 令和7年3月19日付 6川健高事第3365号 市長決裁

(目的等)

第1条 本要綱は、本市における介護人材の確保対策として、介護支援専門員更新研修及び主任介護支援専門員更新研修（以下「更新研修」という。）の受講料に対し、予算の範囲内において、川崎市介護支援専門員更新研修受講・就労促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、市内の介護保険サービス事業所（以下「事業所」という。）における介護支援専門員の確保と定着を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「補助金規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 この要綱により補助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 川崎市内の事業所に就業し、就業開始日を起算日として同一の事業所に3か月以上継続して、介護支援専門員の業務に従事し、かつ申請時においても従事を継続している者

(2) 就業先である事業所の運営法人等に直接雇用されている者

(3) 補助を受けようとする更新研修の受講料の全額について他の制度等において、補助を受けていない者

(4) 対象者の就業する事業所が、かわさき健幸福寿プロジェクトに参加していること。ただし、利用者の同意が得られない等、申請者の責に帰さないやむを得ない事情がある場合を除く。

(補助対象研修等)

第3条 補助の対象となる研修は、別表1のとおりとし、神奈川県内で実施するものに限る。

2 補助の対象となる受講料は、対象者が研修機関に直接支払った神奈川県が定める研修手数料（必須のテキスト代及び実習費を含む。）とする。

（補助金額）

第4条 補助の額は、前条2項に定める受講料の全額とする。ただし、他の制度において補助を受けている場合の補助金額は、補助金と他の制度による補助金の合計額が受講料を上回らない範囲とする。

（補助金の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者は、川崎市介護支援専門員更新研修受講・就労促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）更新研修の受講について、受講期間の確認ができる書類、申請者が受講料を支払ったこと及び金額を証明する領収書又はそれに類する書類の写し。

（2）就業先が発行する、川崎市介護支援専門員更新研修受講・就労促進事業就業証明書（第2号様式）。

（3）更新研修の修了証明書の写し。

（4）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、第3条1項の研修が修了した日から起算して1年以内に行うものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、川崎市介護支援専門員更新研修受講・就労促進事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書

(第3号様式)により通知し、補助金の不交付を決定したときは、その理由を付して、川崎市介護支援専門員更新研修受講・就労促進事業補助金交付申請却下通知書(第4号様式)により通知する。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定し、同条2項により通知した者に対し、補助金を交付する。

2 前項の規定による助成金の交付に当たり、第5条に規定する交付申請をもって、交付請求があったものとみなし、請求書により指定された口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消し、返還を請求できるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金規則第14条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当するとき。

(3) 本要綱の規定に違反したとき。

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、速やかに川崎市介護支援専門員更新研修受講・就労促進事業補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(補助金額の確定)

第9条 補助金規則第12条に規定する補助金額の確定の通知は、川崎市介護支援専門員更新研修受講・就労促進事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書(第3号様式)により兼ねるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、健

康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に実施する研修から適用する。

別表 1

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 介護支援専門員更新研修<ul style="list-style-type: none">・ 専門研修課程Ⅰ・ 専門研修課程Ⅱ・ 実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）・ 実務経験者向け更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）2 主任介護支援専門員更新研修<ul style="list-style-type: none">・ 主任介護支援専門員更新研修 |
|---|

但し、1 及び 2 については、いずれか片方の種別のみ対象とする。